株式会社 プラム

訪問看護ステーション あんず

重要事項説明書

重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、 わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府 指定居宅サービス等の事業の人員・設備・ 運営等に関する基準、指定介護予防サービス等の事業の人員・設備・運営等に関する 基準を定める条例」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、 ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社プラム
代表者氏名	代表取締役 岩井 兵太
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府八尾市太田三丁目 179 番地 カサベルデ大正 103 号 電話 072-929-8481 FAX 072-929-8482
法人設立年月日	平成 28 年 12 月 5 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

	•
事業所名称	訪問看護ステーションあんず
介護保険指定事業所番号	2765590456
事業所所在地	大阪府八尾市太田三丁目 179 番地 カサベルデ大正 103 号
連 絡 先	電話 072-929-8481 FAX 072-929-8482
相談担当者名	相談担当者 管理者 岩井 兵太
事業所の通常の	八尾市、藤井寺市、大阪市平野区、松原市、羽曳野市、
事業の実施地域	柏原市、大阪市東住吉区

(2) 事業の目的

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態(要支援状態)となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	B	月曜日から金曜日 但し 12 月 30 日から 1 月 3 日、8 月 13 日から 8 月 15 日までを除く		
営	業時	間	午前9時00分から午後5時00分まで		

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	1年365日
サービス提供時間	24 時間

(5) 事業所の職員体制

管理者 岩井 兵太

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
のうち、主として計画作成等に従事する者看護職員(看護師・作業療法士・理学療法士)	 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 利用者へ訪問看護計画を交付します。 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常 勤 5名 非常勤 6名
看護職員 (看護師 作業療法士 理学療法士)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常 勤 5名 非常勤 6名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供する訪問看護の利用料について

介護保険(看護師による訪問の場合)

サービス提供制数	20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
サービス提供時間帯	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
昼間	3, 359円	335円	5, 039円	503円	8,806円	880円	12,069円	1, 206円
早朝・夜間	4, 198円	419円	6, 298円	629円	11, 007円	1, 100円	15,086円	1, 508円
深夜	5, 038円	503円	7, 558円	755円	13, 209円	1,320円	18, 103円	1, 810円

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯		午後6時から	午後 10 時から
HA IN III	午前8時まで	午後 10 時まで	午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。

介護保険(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合)

1回あたり20分、1週間に6回を限度とし算定

利用回数	介	護	予防		
和 用 回 数	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	
1日に2回までの場合 (1回あたり20分)	3145 円	314 円	3038 円	303 円	
1日に3回以上の場合 (1回あたり20分)	2824 円	282 円	2728 円	272 円	

介護保険 (加算)

加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
緊 急 時 訪 問 看 護 加 算 1 (訪問看護ステーション)	6, 420 円	642 円	1月に1回
特別管理加算(I)	5, 350 円	535 ∄	1 8 - 1 0
特別管理加算(Ⅱ)	2, 675 円	267 円	1月に1回
ターミナルケア加算	26, 750 🖪	2, 675 円	死亡月に1回
初 回 加 算 1	3, 740 円	374 円	初回のみ(退院・退所当日に訪問した場合)
初 回 加 算 2	3, 210 円	321 円	初回のみ(退院・退所日以降に 訪問した場合)
退院時共同指導加算	6, 420 円	642 円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算	2, 675 円	267 円	1月に1回
複数名訪問看護加算	2, 717 円	271 円	1回当たり(30分未満)
後	4, 301 円	430 円	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	3, 210 円	321 円	1回当たり
看 護 体 制 強 化 加 算(I)	6, 420 円	642 円	1月に1回
看護体制強化加算(Ⅱ)	3, 210 円	321 円	1月に1回

医療保険

医療保険での訪問看護利用料、加算料については別紙説明資料参照

各加算について

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制 にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説 明し、同意を得た場合に加算します
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ※ 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護 を行った場合に加算します。
- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、 その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍<u>その他別に厚生労働大臣が定める状態</u> <u>にあるもの</u>は1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に ご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。
- その他別に<u>厚生労働大臣が定める状態にあるもの</u>とは次のとおりです。 -
- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める 状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。 また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅 生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また 初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画 の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問 看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、 当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 看護体制強化加算は、国の定める当該要件を満たし、当該訪問看護事業所において届け出を行った際に算定します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護 を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保 険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。
 - 同一の建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅又は高齢者専用賃貸住宅に限る。)
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

1	交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。		
	キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
2		24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です	
		12 時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の 50%を請求いたします。	
		12 時間前までにご連絡のない場	1提供当りの料金の	
		合	100%を請求いたします。	
×t-	※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ァ 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日 頃に利用者あてお届け(郵送)します。
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ② 利用料、利用者負担額 ア サービス提供の内容を照合のうえ、請求月に現金にてお支 (介護保険を適用する) 払い下さい。
 - ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあ ります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- ※ 介護保険、医療保険の費用は、法令により改定されることがあります。
- 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する 訪問看護員の変更を希望される場 合は、右のご相談担当者までご相 談ください。 ア 相談担当者氏名 管理者 岩井 兵太

イ 連絡先電話番号 072-929-8481

同ファックス番号 072-929-8482

ウ 受付日及び受付時間 月~金曜日

午前9時00分から午後5時00分

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所 の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、 主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看 護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説 明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者 等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。
- 8 虐待の防止について及び身体拘束について 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講 じます。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 岩井 兵太

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知 徹底を図っていきます。
- (8) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (9) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)を禁止します。
- 9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」 という。)は、サービス提供をする上で知り得た 利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第 三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供 契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を保持させるため、従業者である 期間及び従業者でなくなった後においても、その 秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とします。

① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限
り、サービス担当者会議等において、利用者の個
人情報を用いません。また、利用者の家族の個人
情報についても、予め文書で同意を得ない限り、
サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情
報を用いません。
② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報

② 個人情報の保護について

- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社 保険名 訪問看護事業者賠償責任保険

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービス の提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、 利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から 5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 感染症の予防及びまん延防止のための措置について

事業所は、感染症が発生、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)をおおむね6月に1回以上開催します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

18 業務継続計画の策定等について

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施します。
- ③ 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 ハラスメントについて

事業所は、訪問看護で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハ ラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

- 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。 また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ァ 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための 窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 1 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 2 管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。
 - 3 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - 4 対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

	所 在 地 八尾市太田三丁目 179 番地 カサベルデ大正 103 号
【事業者の窓口】 訪問看護ステーションあんず	電話番号 072-929-8481
の川山省・暖へ ノー ノコン 60/10 9	ファックス番号 072-929-8482
	受付時間 午前9時から午後5時(月~金曜日)
	所 在 地 八尾市本町一丁目1番1号
「士町井(保険者)の窓口】	電話番号 072-924-9360
【市町村(保険者)の窓口】	ファックス番号 072-924-1005
八尾市健康福祉部高齢介護課	受付時間 午前9時から午後5時15分(月~金
	曜日)
【公的団体の窓口】	所 在 地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号
	電話番号 06-6949-5309
大阪府国民健康保険団体連合会	受付時間 午前9時から午後5時15分(月~金
	曜日)

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「大阪府 指定居宅サービス等の事業の人員・設備・運営等に関する 基準、指定介護予防サービス等の事業の人員・設備・運営等に関する基準を定める条例」 の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事	所 在 地	大阪府八尾市太田三丁目 179 番地 カサベルデ大正 103 号
	法人名	株式会社プラム
業	代表者名	代表取締役 岩井 兵太 印
者	事業所名	訪問看護ステーションあんず
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利田子	住	所		
利用者	氏	名	印	

/₩∓⊞ ↓	住	所	
10年入	氏	名	印